

平成 23 年度の税制改正により、税務調査手続が国税通則法において法定化されました。この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する税務調査から適用され、従来と比べて大きく変化することはないものの、調査手続の透明性や納税者の予見可能性を高めるなどの観点から、その手続を法律上明確化したものです。

今回は、これらの法定化された内容についてお知らせいたします。

【1】 税務調査の事前通知

(1) 実地調査を行う場合の事前通知

税務署等は、原則として、あらかじめ電話等により、納税者及び税務代理人（税務代理を委任された税理士）と調査開始日時について日程調整をした上で、以下の事項を双方に通知します。

- ① 実地の調査を行う旨
- ② 調査開始日時
- ③ 調査開始場所
- ④ 調査の目的
- ⑤ 調査の対象となる税目
- ⑥ 調査の対象となる期間
- ⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
〔 国税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならないこととされて
いるものである場合には、その旨を併せて通知 〕
- ⑧ 調査の相手方である納税者の氏名及び住所又は居所
- ⑨ 調査を行う税務署等職員の氏名及び所属官署
(当該職員が複数であるときは、代表する者の氏名及び所属官署)
- ⑩ 調査開始日時又は調査開始場所の変更に関する事項
- ⑪ 事前通知事項以外の事項について非違が疑われることとなった場合には、当該事項に関し調査を行うことができる旨

なお、事前通知された日時等について、合理的な理由がある場合には、変更の協議を求めることができます。変更にかかる理由としては、病気等の一時的な入院などやむを得ない事情が該当します。

(2) 事前通知が行われない場合

税務署等が保有する情報から、事前通知をすることにより正確な事実の把握を困難にする、又は調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、事前通知なしに税務調査が行われることがあります。

【2】 実地調査の際の手続

(1) 質問事項への回答と帳簿書類の提示又は提出

税務調査では、調査担当者は、質問検査権に基づく質問を行い、帳簿書類などの提示又は提出を求めます。なお、質問事項に対し偽りの回答をした場合若しくは検査を拒否した場合、又は正当な理由がなく提示若しくは提出の要求に応じない場合等は、法律上の罰則が科されることがあります。

(2) 帳簿書類の預かりと返還

調査担当者は、必要がある場合には、納税者の承諾を得た上で、調査で提出された帳簿書類を預かります。その際には、預り証が交付され、提出者はその預り証を受領した旨の署名押印を行います。

【3】 税務調査終了の際の手続

(1) 調査結果の説明と修正申告等の勧奨

税務調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合には、税務署等職員は、調査結果の内容（誤りの内容、金額、理由）を説明し、修正申告等を勧奨します。これにあたり、納税者及び税務代理人に対しては、「修正申告等をした場合には、不服申立てをすることはできないが、更正の請求をすることはできる」旨の説明とともに記載書面が交付されます。

(2) 処分理由の記載

税務署長等は、更正決定等の不利益処分や納税者からの申請を拒否する処分を行う場合には、その通知書に処分の理由を記載します。

(3) 更正決定等をすべきと認められない場合

税務調査の結果、更正決定等をすべきと認められない場合には、税務署長等は、その旨を書面によって通知します。

【4】 再調査

税務調査終了後においても、税務調査の対象とした期間について、新たに得られた情報に照らし非違があると認められるときは、改めて税務調査が行われることがあります。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。